

# 一般社団法人 宮城県測量設計業協会 倫理要綱

本会の構成員は、測量・設計のもつ使命と職責の重大性に鑑み、信義にもとづいて職務の遂行にあたり、職業上の地位の向上並びに社会的評価の向上に務めなければならない。そのため、次の事項を遵守するものとする。

## 1 品位の向上

構成員は、一般社団法人宮城県測量設計業協会並びに会員の社会的地位向上のためにその名誉を重んじなければならない。

## 2 技術の権威の保持

構成員は、常に技術の向上に務め、依頼者に対し、技術的信念のもとに業務の遂行にあたらなければならない。

## 3 公正の維持

構成員は、測量・設計業務の公共性に鑑み、常々厳正中立の立場に立って業務を行い、公正を欠くことのないよう特段の注意を払わなければならない。

## 4 秘密の保持

構成員は、依頼者より受けた業務について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

## 5 不当競争の禁止

構成員は、業務の受注にあたり、不当な競争をしてはならない。

## 6 相互協力

構成員は、業務の遂行にあたり、その必要を認めるときは、構成員相互間の技術提携あるいは他の専門家の協力を求めるように努力しなければならない。

## 7 法令等の遵守、名誉保持の義務

構成員は、法令、本会の定款、規則、規程その他の定めを遵守し、直接・間接を問わず、自己又は他の構成員若しくは会員及び本会の名誉又は信用を傷つけるような行為をしてはならない。